

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第30号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準<u>又は次のいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであること。</u></p> <p><u>ア 広告物等（広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置することが公益の増進に寄与すること。</u></p> <p><u>イ 良好な景観又は風致の維持に配慮されていること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容<u>又は自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物等（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を表示し、又は設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準<u>又は前項第1号ア及びイのいずれにも該当するもので知事が鳥取県屋外広告物審議会の意見を聴いて別に定めるものであることとする。</u></u></p> <p>(広告物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該<u>広告物等を保管する者の事務所</u>とする。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準</p> <p>(2) 略</p> <p>2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容<u>若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第1の2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又は掲出物件（野立てであって、別表第1の第1号アに掲げる基準に適合しないものに限る。）を設置しようとする場合における条例第3条第1項及び第4条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第1の2に定める基準とする。</u></p> <p>(広告物等を保管した場合の公示の場所等)</p> <p>第7条 条例第9条の5第1項第1号及び第2項の規則で定める場所は、当該<u>広告物又は掲出物件が掲出された場所を所管する総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第</u></p>

<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書</p> <p><u>(3) 登録申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の前2号に掲げる書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第2条第16号の規定により登録申請者(未成年者にあつては、その法定代理人を含む。)又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。</p>	<p><u>1項の規定により設置された総合事務所をいう。)</u></p> <p>とする。</p> <p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場合にあつては、<u>当該登録申請者及びその法定代理人</u>)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書並びに<u>その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第2条第16号の規定により登録申請者(未成年者にあつては、その法定代理人を含む。)若しくは<u>その役員又は業務主任者に係る本人確認情報等</u>を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。</p>
<p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類<u>その他知事が必要と認める書類</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書<u>(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(屋外広告業者の帳簿)</p>	<p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第10条の6第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第10条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書</p> <p>(5) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(屋外広告業者の帳簿)</p>

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙貼  
り付け欄

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書  
年 月 日

職 氏名 様

誓約者 略

屋外広告業の登録を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

略		
3 申請者又はその法定代理人が法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の役職名及び氏名	役職名	フリガナ氏名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	フリガナ氏名 住所	略
略		

備考1及び2 略

3 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏

第18条 条例第10条の13の規定による帳簿の備付け等は、屋外広告業者が、次に掲げる広告物等(広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)を表示し、又は設置する都度、当該広告物等1件ごとに様式第12号による帳票を作成し、少なくとも過去5年間に表示し、又は設置した広告物等に係る当該帳票を一括して編集した帳簿により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙は  
り付け欄

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書  
年 月 日

職 氏名 様

誓約者 略

屋外広告業の登録を受けたいので、鳥取県屋外広告物条例第10条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

略		
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の役職名及び氏名	役職名	フリガナ氏名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ氏名 住所	略
略		

備考1及び2 略

名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）」の記載欄は、法定代理人が複数あるときは欄を加えて記載すること。

様式第3号（第9条、第10条関係）

誓約書

年 月 日

職 氏名 様

誓約者

略

登録申請者、その法定代理人及びこれらの役員は、鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請者若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者

(7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

(8) 略

2 略

様式第3号（第9条、第10条関係）

誓約書

年 月 日

職 氏名 様

誓約者

略

登録申請者、その役員及び法定代理人は、鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

鳥取県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請者若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する者

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 略

(8) 略

2 略

<p>様式第4号（第9条、第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録申請者 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           法人の役員            本人            法定代理人  <u>法定代理人の役員</u> </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> の略歴書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考1 「法人の役員 本人 法定代理人 <u>法定代理人の役員</u>」は、該当するものに○印を付すること。 2～4 略</p>	<p>様式第4号（第9条、第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録申請者 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           法人の役員            本人            法定代理人         </span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> の略歴書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考1 「法人の役員 本人 法定代理人」は、該当するものに○印を付すること。  2～4 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第7条の改正規定、第18条の改正規定及び様式第3号の改正規定（「その役員及び法定代理人」を「その法定代理人及びこれらの役員」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。